

○総務省令第六十一号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第三百三十六条第一項の規定に基づき、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第二号中「第八十一条」を「第八十一条第一項（デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項の規定を準用する部分に限る。）」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。